

令和 2 年 6 月 17 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K02045

研究課題名(和文) ICTY判決とジェノサイド後の社会の相克 スレブレニツァを事例として

研究課題名(英文) The ICTY and the aftermath in the post-genocidal community - Srebrenica

研究代表者

長 有紀枝 (OSA, Yukie)

立教大学・21世紀社会デザイン研究科・教授

研究者番号：10552432

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ICTYの閉廷という節目に、四半世紀にわたるICTYの活動およびムラジッチ判決はじめ一連のスレブレニツァ関連の判決が、被害・加害双方の当事者のみならず、local/regional/internationalという三つの次元の民族融和や和解、紛争の再発防止にいかなる影響をもたらすのかを、関係者の聞き取りや現地視察、判例分析等から明らかにし、同時に今後のジェノサイドの予防・研究に資することを目的とした。調査研究の結果、「認定された事実」に基づく一連の判決は、必ずしも現地の平和構築に肯定的な影響のみをもたらすものではないものの、その上に今日にいたる歴史が刻まれていることを確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

スレブレニツァ事件に関しては、地域研究に加え、国際関係論、歴史学、移行期正義、国際法学、人類学といった多様な分野で研究が進む。他方、国際的に最も研究の蓄積が薄い分野が、比較ジェノサイド研究の視角からの研究であった。特に集団殺害の再発防止に決定的に重要な原因とメカニズムの解明に関して、戦闘による犠牲者の存在と紛争との関連は検討されることが稀であった。本研究の成果はこのギャップを埋める一助となっているという点で学術的・社会的意義があると考えられる。

かい本研究を通じて得られた知見と成果は、20年1月開催のシンポジウムを通じ広く一般に公開した。この成果は、20年度に書籍として出版予定である。

研究成果の概要(英文)：This project aimed at assessing the impact of the ICTY's activities and judgements of the Srebrenica related cases on the process of local, regional and international reconciliation and conflict prevention through the investigation and interviews on the scene. The project found that the judgements have not necessarily brought the positive impact to the peace building or reconciliation process, since not all the "established" or "adjudicated" facts on which judgements relied did not necessarily reflect facts. However, this project confirmed that these judgements and adjudicated facts have already become part of the local, regional and international history.

Studies on the Srebrenica case have been conducted through various disciplines including regional studies, international relations, transitional justice and international criminal law. Among them, the least studied was from the genocide studies. Through analyzing the mechanism of the crime, this study has contributed to fill this gap.

研究分野：ジェノサイド予防 国際政治学

キーワード：ジェノサイド予防 スレブレニツァ 旧ユーゴスラヴィア国際刑事所 (ICTY) ポスニア・ヘルツェゴヴィナ 国際刑事法

1. 研究開始当初の背景

2016年7月11日、虐殺のきっかけとなったスレブレニツァの陥落の記念日に毎年開催される慰霊祭に参加し、被害者遺族や関係者に聞き取りを行った。現地では事件発生後21年が経過してなお、行方不明者の捜索と、発見された遺骨の身元特定のためのDNA鑑定とが続き、加害・被害民族間の分断も根深く、和解や共生を唱えることすら難しい状況にあった。申請者は、博士学位論文においてスレブレニツァ事件の発生要因、背景などにつき詳細な検討を重ね、その全体像や特徴を詳述・分析したが、執筆当時、旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)では、「スレブレニツァ・トライアル」と呼ばれた一連の審理が進行中であり、また事件の首謀者とされたボスニアのセルビア人共和国軍(VRS)司令官のムラジッチ被告は逃亡中であった。その後、2011年に同被告が逮捕・送還され、スレブレニツァ関連の審理も進んだ。さらに申請時点で、研究初年度にあたる2017年末にICTYの閉廷と、それに先立ちムラジッチ被告の第一審判決言い渡しとが予定されていた。

そこで、それまでの研究を発展させ、事件の関係者や遺族、事件の発生現場や近郊の町村の住民へのインタビュー調査を通じ、事件発生後20年が経過したジェノサイド後の社会の様子を記録するとともに、ムラジッチ判決が加害・被害双方の当事者、また現地社会、旧ユーゴ地域に与える影響を検討する必要があると考えるに至った。さらに、2015年にボスニアからISILに外国人戦闘員として参加した人数が330人に上り(the Soufan Group調べ)対人口比では、欧州最大である事実と直面したことからも、ジェノサイド後の移行期の社会の様子を記録する必要性を感じ、本研究の着想を得た。

2. 研究の目的

本研究は、スレブレニツァ事件の首謀者とされるムラジッチ被告の判決とICTYの閉廷が重なる節目の年に、ICTYの活動およびムラジッチ判決をはじめとするスレブレニツァ事件の一連の判決が、事件の加害者・被害者双方にどのような意味をもったのか、また、local/regional/internationalという三つのレベルの民族融和や和解、紛争の再発防止に及ぼす影響を与えているのか、関係者の聞き取り調査などから明らかにし、今後のジェノサイドの予防・研究に資することを目的とした。

3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、2017年度から2019年度にかけて、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、セルビア、クロアチアにおいて、またICTYのあるオランダにおいて、現地調査および聞き取り調査を行うとともに、ICTYの裁判記録や文献調査・分析を行った。

(1) local レベル

スレブレニツァおよび近郊の事件の発生現場(クラヴィツァ倉庫、ノバカサバ、ツェルスカ渓谷、プラニェボ、ピリツァ文化センター、コズルク等)遺体の遺棄・埋設地(カメニツァ、チャンチャリ道路など)において、地元住民や自治体、犠牲者遺族に対し、スレブレニツァ事件の余波とムラジッチ裁判および一連のスレブレニツァ事件のICTY判決の影響について聞き取りを行った。

(2) regional レベル

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(サラエボ、バニャルカ)セルビア(ベオグラード、パンチェボ)クロアチア(ザグレブ、ドロブニク)において、法医学者、文化人類学者、医師、国際機関、地元市民社会組織、NGOに対し、聞き取りを行った。

(3) international レベル

文献研究およびメディア情報分析を行った。

(4) ICTY 関係

ハーグにおいて、閉廷に関するセミナーに出席するとともに、ムラジッチ裁判および弁護団記者会見の傍聴、弁護団および関係者へのインタビュー、また、既に刑期を終えた元被告へのインタビューを実施した。

(5) 裁判記録の分析

スレブレニツァ事件に関するICTYおよびボスニア国内法廷の判決および法廷記録の分析を行った。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

ICTYはいまでもなく、国連安全保障理事会が、憲章7章の下に行動して設立した組織であり、司法の独立性や公平性に一定の留保が付される(古谷修一2007「国際刑事裁判権の意義と問題」、村瀬信也他編『国際刑事裁判所』東信堂25頁)ことが前提としてある組織である。研究の結果、ICTYの決定や判決は、被害者遺族からは一定の評価を得ているものの、必ずしも事実を正確に反映しているとは断言できない「認定された事実(adjudicated fact)」に基づくものである。それゆえ、現地(local level)や旧ユーゴ地域(regional)の平和構築に、必ずしも肯定的な影響のみをもたらしたわけではないことを確認した。しかしながら、ICTYが「確定した事実」や「認定した事実」が既に歴史の一部となり、その上に今日の実社会と、

地域および国際の政治が存在し、同時に国際刑事法をはじめとする複数領域の学術研究が発展を遂げていることも確認した。

なお、事実を必ずしも正確に反映したとはいえない認定事実とは、その違法性が問われない故に ICTY から管轄権の範囲外にあるとされた戦闘・紛争による死者もすべて、ジェノサイドの犠牲者とされた点である。そもそも、どの事象をさして「スレブレニツァ事件」とするのかという根本的な問い自体、話者により、また同一話者であっても文脈によりブレや揺れがあり、それは ICTY の判決も例外ではないことを確認した。

この紛争起因の死者の存在は、ICTY の一連の判決においても矛盾のある形で扱われているが、本研究の成果の一つは、ジェノサイドとされる事件のメカニズムの解明こそが、予防につながるという立場にたつて、ICTY でも一部少数意見を除き考慮されることのなかった、ボスニア紛争と当該犯罪との関係につき、詳細な検討を重ねた点にある。しかしながら、一般には、スレブレニツァ事件を検討する際に、こうした指摘をすること自体が、ICTY の「認定事実」に反することとなり、当事者のみならず、ICTY 関係者や研究者からも「歴史修正主義者」、あるいは「ジェノサイド・ディナイアル(否定)」論者という烙印を押されかねない政治状況にあることも確認した。

その他、具体的な成果は以下のとおりである。

local レベル

- ICTY の審理の過程で、「ジェノサイド」の犠牲者は殺害現場近くの一次埋設地に遺棄・埋設された後、隠蔽のために、遠隔の二次埋設地に埋め直されたというのが定説である。しかし、現地の調査や複数の法医学者・人類学者への聞き取り、ICTY の証言録の分析から、「ジェノサイド」犠牲者の二次埋設地の中には、紛争犠牲者や、スレブレニツァ事件以外の死者の遺体も埋設された複数の混合墓地 (mixed graves) が含まれ、また「ジェノサイド」犠牲者の二次埋設地の中には、紛争犠牲者の一次埋設地でもある可能性が高い墓地が含まれることを確認した。
- カメニツァのチャンチャリ道路沿いの 13 カ所の二次埋設地は、場所により非常に近接していることを確認した。また同地域の集落には、セルビア系住民、イスラム系住民双方が居住するものの、両者の間の日常生活上の分断は激しく、著しい緊張関係が観察された。
- コズルクの一次埋設地は、周辺住民のごみ処理場としても活用されている場所であり、そうした地点を遺骨の遺棄地に選定した加害者側の隠蔽の意図を改めて観察した。
- エルデモヴィチらが、ブラニェボ農場事件後、ピリツァ文化センターでの虐殺を遠巻きに見守ったカフェが現場近くで現在も営業されていることを確認するとともに、当時のまま保存されている同センター周辺が、異様な緊張に包まれていることを観察した。
- スレブレニツァ近郊の基幹都市であるプラトゥナツツには、虐殺の現場が市民生活の中に点在し、今なお市民に使用されていることを確認するとともに、ムスリム人、セルビア人双方ともにそれぞれに犠牲者の墓地を象徴的に保存していることを確認した。

regional レベル

- サラエボでは 10 年におよぶ調査の末、全 4 巻計 4,500 頁超のボスニア紛争の全死者の名簿を作成した民間シンクタンク「リサーチ・アンド・ドキュメンテーション・センター」代表ミルサド・トカチャ氏に調査の経緯や手法、その後の余波などの聞き取りを行った。20 万人とされた犠牲者数をほぼ半減させた報告書の公表は、いずれの民族からも歓迎はされず、しかしだからこそ、融和に貢献していると考えられる実態が明らかになった。また、同報告書には、スレブレニツァの犠牲者についても詳細な名簿が掲載されている。
- サラエボでは、ボスニア紛争全般やスレブレニツァ事件の資料館・博物館において、戦争被害の記憶に関する資料収集、関係者へのインタビューを行った。訳書が出版され、日本でも馴染みのある、「戦争子ども博物館(War Childhood Museum)」では、子どもたち(当時)の手記や談話・記念品をファーストネームと出身地のみで展示し、特定民族の加害や被害を強調しない展示方式が取られているが、それゆえに、サラエボ政府から助成が得られず、国外のドナーに頼らざるを得ない実態が明らかとなった。
- 対照的に、「1992-95 年のサラエボにおける人道に対する罪とジェノサイド罪の博物館 (Museum of Crimes against Humanity and Genocide 1992-1995 in Sarajevo)」やスレブレニツァ事件の美術館「Gallery 11/07/95」では犠牲者の追悼と徹底した加害者に対する糾弾の姿勢を示した展示がなされている。
- クロアチアにおいては当初計画していたザグレブ大学やクロアチア赤十字関係者との面談は実現しなかったが、紛争中、民族の隔てなく支援活動を行った医師などに ICTY 閉廷やその判決に抱いている認識について聞き取り調査を行うことができた。
- ボスニア・ヘルツェゴヴィナのスルプスカ共和国政府が、スレブレニツァ事件に関し、国外の委員 9 人からなる、国際専門家委員会「1992-95 年の間のすべての犠牲性に関するスレブレニツァ独立国際調査委員会」を立ち上げ、研究代表者はその委員就任の依頼を受け、参加することとなった。この委員会の目的は「ボスニアの人々の信頼と寛容を醸

成し、現在および次世代の和解と共生に資すること」(同政府)であるが、犠牲者遺族はじめ、ボスニアの国内外から「加害者側政府が、政治的に決定したものであり、ボスニア紛争やスレブレニツァ事件におけるセルビア系の戦争犯罪行為を相対化する目的がある」といった指摘や、歴史を書き換えようとするものであるといった激しい批判が寄せられている。こうした批判は承知しつつも、研究代表者は、本委員会への参加が本研究課題と、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの和解や融和、ジェノサイドの再発予防に貢献しようとする確信し、またその一助となるべく、この委員会に参加しつつ、研究を行っている。

international レベル

- ・ スレブレニツァ事件の遺族の女性たちが、ポトチャリの虐殺記念館横で運営する売店では、記念品や書籍に交じって、虐殺現場を指し示す地図が販売されていたが、現地語版、英語版とともに、トルコ語版を販売するなど、トルコとの関係の深さが窺えた。
- ・ ムラジッチ事件判決の際のボスニア内外およびオランダの新聞記事を収集し、その論調分析をおこなった。
- ・ 上記のスレブレニツァ独立国際調査委員会にかかわる全委員の国籍は、イスラエル、イタリア、オーストラリア、セルビア、ドイツ、ナイジェリア、日本、米国であり、これらの研究者との交流は、本研究の重要な視角である"international"な視点からの重層的な考察に寄与するものと考えられる。

ICTY 関係

- ・ 2017年9月に開催されたICTY最後のOPEN DAY 行事 (ICTY 施設におけるシンポジウム、ワークショップ)に参加し、ICTY とその後継機関・国際残余メカニズム (IRMCT) の検察官や裁判官らにインタビューを実施し、閉廷が地域や国際社会にもたらす意義や影響について知見を得ることができた。
- ・ 2017年11月20日のムラジッチ判決をICTY内で傍聴し、ムラジッチ家の関係者、弁護団、犠牲者遺族、ICTY関係者にインタビューを行い、加害者・被害者双方の視点からみた国際刑事裁判の意義について興味深い知見を得ることができた。
- ・ 不測の事態としては、11月29日のICTY最後の上訴審判決となった、ボスニアのクロアチア人勢力の政治・軍双方の指導者6人が裁かれた「プルリッチ他事件」判決において、軍の最高司令官であったプリヤリヤク被告が、判決申し渡し直後に法廷内で服毒自殺を図るといった衝撃的な事件が発生した(搬送先病院にて死亡が確認)。この事件は、ICTY関係者のみならず、加害・被害両民族にとり、また本事件については部外者であるセルビア人にとっても大きな影響をもたらすことになった。
- ・ 申請が却下されたため、当初予定していた収監中のムラジッチ被告のインタビューは実現しなかったが、親族および弁護団に対する聞き取りを実施、同被告側のICTYに対する認識を確認した。
- ・ ICTY 最初の起訴事件であり、戦争犯罪に関する重要判例として世界的に注目されるドゥシュコ・タジッチ元被告との2日間約10時間の面談を実現した。冤罪を主張する同氏からは、事件の背景と主張の詳細、ICTYの対応、ICTYの判決が地域社会に与えた影響を観察する際の視点、元被告と同時期に収監されていたスレブレニツァ事件の関係者に関する情報など重要な知見を得た。

裁判記録の分析

- ・ ICTY およびボスニア国内法廷の判決および法廷記録の分析を通じ、一連のスレブレニツァ事件の中で最も多くの犠牲者を出したとされるブラニェボ農場事件について、その犠牲者数の推計には、ICTY (1,000~1,200人)とボスニア国内裁判所 (800人)とでは、200~400人の差が存在することを確認した。
- ・ 一般に、人道に対する犯罪よりも、「意図」の証明が困難なジェノサイド罪の認定の方がハードルが高いと言われるが、スレブレニツァ事件においてはこの傾向が逆転していることを確認した。具体的には、ポボビッチ他事件およびムラジッチ事件においてスレブレニツァの訴因に含まれた23件の犯罪すべてがジェノサイド罪を構成すると認定されたのに対し、人道に対する犯罪として認定されたのは13件であった。

(2) シンポジウムの開催

- ・ 得られた成果は2020年1月12,13日の両日に立教大学にて開催したシンポジウム「25年目のスレブレニツァ ジェノサイド後の社会の相克と余波、集合的記憶」を通じ広く一般に公開した。このシンポジウムには、日本各地から、研究者、学生、メディア関係者、バルカン情勢に関心を寄せる一般市民など延べ250名が参加した。
- ・ 「スレブレニツァを再構築する」と題した第1セッション【地域研究の視点】では、研究代表者の報告のあと、清水明子(慶応義塾大学)、藤原広人(国際刑事裁判所:ICC)、橋本敬市(JICA)、柴宜弘(城西国際大学)の各氏が報告、事件の全体像の提示・再構築

をするとともに、事件の集会的記憶や歴史、事件が旧ユーゴおよびバルカン地域に及ぼす影響を検討した。「国際法学とスレブレニツァ」と題した第2セッション【国際法学の視点】では、藤原広人（ICC）、佐藤宏美（防衛大学校）、尾崎久仁子（前ICC判事）の各氏が登壇、ICTYによる国際刑事捜査の詳細を段階ごとに整理するとともに、スレブレニツァ事件と関わりの深い理論や実行を検討した。「国連PKOとスレブレニツァ」と題した第3セッション【国際政治の視点】では、明石康（元国連事務次長・元ユーゴスラヴィア問題担当事務総長特別代表）、岡田陽平（神戸大学）、篠田英朗（東京外国語大学）の各氏が登壇、UNPROFORの成果と課題、国連PKOに適用される行為帰属の法理、スレブレニツァ事件が文民保護や国際政治に与えた影響について議論した。

- ・ シンポジウムの成果は、2020年度上半期に、同名（仮）の書籍として出版予定である。

(3) 今後の展望

- ・ 本研究を通じ、当初の目的については概ね達成したものの、比較ジェノサイド研究の視点から、事件の再構築とメカニズム、原因の解明や、類似の事件の予防に寄与するという点については、十分とは言い難い状況であり、ボスニアの直面する状況を何らかの理論化ができないかと考えるに至った。また、本研究の過程で、ボスニア、セルビア、クロアチアの3カ国が、シリアおよびアフガニスタン等からの大規模な難民の流入に直面し、「過去の歴史」以外に初めて共通の課題に向き合わざるを得ない状況に陥っていることを確認した。そこで、本研究をさらに深め、当地の和解や共生、ジェノサイドや類似の犯罪の予防に資するとともに、紛争後社会に適用可能な普遍性のある理論構築を目的として2020年度の科学研究費助成事業の基盤Cに応募し、採択された（課題番号20K12332「ジェノサイド後の分断社会における和解と共生の可能性—スレブレニツァを事例に」）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 長 有紀枝	4. 巻 163号
2. 論文標題 エルデモヴィチとタディチの物語	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本国際政治学会 JAIR Newsletter	6. 最初と最後の頁 1
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 長 有紀枝	4. 巻 Vol.30
2. 論文標題 「死者を記録する～ボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争の犠牲者をめぐって」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科Social Designer	6. 最初と最後の頁 8-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 長 有紀枝	4. 巻 905号
2. 論文標題 「旧ユーゴスラビア戦犯法廷が遺したもの 24年の正義と分断」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 216 - 226
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 長 有紀枝
2. 発表標題 “ Assessing the legacy of the International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (ICTY) from the viewpoints of R2P and POC “
3. 学会等名 人間の安全保障学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 木村 元彦、長 有紀枝	4. 発行年 2018年
2. 出版社 小学館	5. 総ページ数 336 (318-326)
3. 書名 オシム 終わりなき闘い(「解説 ユーゴスラヴィア人あるいはボスニア人としてのオシム」長 有紀枝)	

1. 著者名 柴 宜弘、山崎 信一、長 有紀枝、橋本 敬市ほか23名	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 388 (82-86、194-198、199-201)
3. 書名 ボスニア・ヘルツェゴヴィナを知るための60章(「第13章ボスニア紛争における暴力 - 民族浄化とジェノサイド、性暴力」、「第34章 戦争犯罪人を裁く - 旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所 (ICTY) とボスニア」、「コラム7 : スレブレニツァ今昔」長 有紀枝)	

1. 著者名 長 有紀枝編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 250 (予定)
3. 書名 25年目のスレブレニツァ ジェノサイド後の社会の相克と余波 (仮題)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

招待講演：長 有紀枝「スレブレニツァを再構築する」防衛省統合幕僚学校国際平和協力センター国際平和協力上級課程、2019年7月12日
招待講演：長 有紀枝「人道支援・平和構築に関わる実務と研究の立場から」防衛省統合幕僚学校国際平和協力センター国際平和基礎講習、2018年5月31日
ホームページ：「人道問題の研究者が明け暮れに考えたこと - 長有紀枝の研究室から」 https://osayukie.com/

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----